

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境を整える。

1 計画期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内容:

目標1 小学校就学未満の子をもつ職員を対象とする短時間勤務制度等、柔軟な働き方のできる労働時間制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和6年4月～ 制度内容の検討

令和7年10月 就業規則の改定、届出及び周知

目標2 育児休業の取得状況を次の水準以上にする

・男性職員 計画期間中に該当職員の90%以上取得を目指す※

・女性職員 計画期間中に該当職員の100%取得を継続する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和6年4月 育児休業制度の社内周知及び管理職に対する研修の実施

令和6年4月 休業取得者に対する相談窓口の設置

※妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは、男性も育児休業の取得が認められています。

目標3 子供が保護者である職員の働いているところを見ることができる

「子供参観日」を拡充する(初回は平成22年7月)

平成26年8月～ 地域に開かれた「子供参観日」の開始

【目標を達成するための方策と実施時期】

参加人数は高水準で推移しており、継続実施

目標4 育児休業後に職員が復職しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和6年10月 職員へのアンケート調査、検討開始

令和7年10月 制度導入、管理職研修及び職員への周知

定期的な情報提供の実施

目標5 出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和6年10月 職員や退職者へのアンケート調査、検討開始

令和7年10月 制度導入、会議等による職員への周知

再雇用者への研修の実施